

日本国憲法改正試案

(全国の弁護士32名による憲法改正発議に関する研究会は、平成29年3月5日、憲法改正発議にかかる原案を次のとおり策定した。)

改正法文

(国防軍の保持)

- 第9条について、第1項はそのまま維持し、第2項は削除しこれに代えて次のように定めること
- 我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、国防軍を保持する。

(家族に対する保護)

- 第24条の2として次のように定めること
- 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
 - 国は、家族に対し、家族の形成のために、又、扶養児童の養育と教育のために、できる限り広範な保護と援助を与へなければならない。

(自然環境の保全)

- 第25条の2として次のように定めること
- 自然環境は、すべての人が健全で豊かな環境の恵沢を享受することを基本として、将来にわたって適切に保全されなければならない。

(高等教育を受ける機会の保障)

- 第26条の2として次のように定めること
- 国は、国民がその適性に於いて無償で高等教育を受ける機会を、保障する。
 - 教育又は学術研究の事業に対する公金の助成については、法律でこれを定めることができる。

(参議院議員選挙区の議員定数)

- 第43条の第3項として次のように定めること
- 参議院議員選挙において各選挙区に配分される議員定数は、人口比率にかかわらず、単位とする行政区画一つに少なくとも一名をあてることができる。

(緊急事態)

- 第八章の二、第95条の2として次のように定めること
- 外部からの武力攻撃、内乱、大規模テロ、大規模自然災害、その他の緊急事態が発生し、かつ、当該事態が国の秩序及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、特別の必要があると認めるときは、内閣は、国会の事前又は事後の承認のもとに、関係地域の全部又は一部について緊急事態の布告を発することができる。
 - 緊急事態が布告された場合には、危機を克服するため、やむを得ない必要の範囲で、内閣は法律に代はる政令を定め、又、緊急財政処分を行ふことができる。
 - 前項の政令および緊急財政処分について、内閣は、速やかに国会の承認を経なければならない。この承認が得られなかつたときは、内閣はその布告を廃止しなければならない。

(施行期日)

- 第104条として次のように定めること
- この憲法改正は、平成31年5月3日から施行する。

趣旨

現行の自衛隊法第3条第1項と文言において同一である。自衛隊を国防軍と表記する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第23条1項、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第10条1項と同一の趣旨である。

現行の環境基本法第3条第1項と同一の趣旨である。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条第2項(c)(e)と同一の趣旨である。

最高裁判所平成24年10月17日大法廷判決の判旨にもとづく。

現行の災害対策基本法第105条、第106条、第109条に準拠する。

国民投票の日として平成30年11月3日を予定する。